令和3年第6回

多治見市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年6月30日(水)午後2時00分
- 2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

| 議案番号 | 議 案 件 名 | 件数 |
|-------|---------------------------|----|
| 議第14号 | 農地の賃借料情報の公開について | 1件 |
| 議第15号 | 農用地利用集積計画の策定について | 1件 |
| 議第16号 | 農地の形状変更届について | 1件 |
| 報第11号 | 農地法第5条届出における公売・競売買受適格者証明願 | 2件 |
| | 専決受理の報告について | |
| 報第12号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について | 6件 |

- 4 本日の議長 加納 洋一
- 5 出席委員の氏名

| 議席番号 | 委員氏名 | 備 | 考 |
|------|--------|---|---|
| 1 | 玉木 芳幸 | | |
| 2 | 長江 あさみ | | |
| 3 | 山内 晃三 | | |
| 4 | 伊藤 明石 | | |
| 5 | 市原 勝美 | | |
| 6 | 坂崎 寛治 | | |
| 7 | 右髙 一朋 | | |
| 8 | 若尾 武彦 | | |
| 9 | 河地 友次 | | |
| 10 | 鈴木 隆 | | |
| 11 | 富田 良一 | | |
| 12 | 若尾 茂 | | |
| 13 | 久野 孝好 | _ | |
| 14 | 加納 洋一 | | |
| 15 | 梶田 達行 | | _ |

| 16 | 東 一二美 | |
|----|--------|--|
| 17 | 日比野 敏夫 | |

議長 ただいまより、令和3年第6回農業委員会総会を開会する。本日は17名 全員の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により 過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、9 番 河地友次 委員、10 番 鈴木隆 委員の両名を議事録署 名委員に指名する。

(異議なし)

議長 本日の議題に入る。はじめに議第14号「農地の賃借料情報の公開について」を上程する。議第14号について事務局より説明願う。

事務局 令和2年度の農地の賃借料情報について農地法第52条の規定により情報公開をするもの。田については情報が無く、畑についてはデータ数4件の情報があったが、公開の基準が5件以上となっており、公開する金額の情報が無いということになる。なお、この4件については南姫公民館が野菜作り教室として畑を4筆、合計3,000㎡ほどを借りており、賃借料は年間で2万円、公開情報に換算すると、平均値、最高値、最低値とも約6,600円となる。

議長 議第14号について、意見があれば発言願う。

7番 昔は小作料を現物で地主に払っていたが、私が知る限りここ 20 年ぐらい前からタダになり、現在では農地を維持するためにお金を払ってでも耕作を依頼される状況に変わってきている。市街化区域と市街化調整区域で状況は異なるかも知れない。法に基づいて賃借料情報を公開するということであるが、作業受託が多いのが現状で、賃借料のデータは少ないのではないかと考えている。

議長 個人の感想だが、昔は農地というのは非常に大切なもので、賃料というの

は重要なものであったが時代が変わり、特に都市部区域においては現状がこの 法律に合っていないのではないかと感じる。

議長 他に発言はないか。

9番 農地等の草刈りを親が子にやらせようとしない。私がまだ中学生だった頃、親の代わりに林道に桜の植樹に行かされたことがある。社会に出る年齢になっても息子は町内の行事に出てこず母親が出てくる始末。米が余っているというが、親が米を食べさせていないのではないかと思う。私が子どもの頃はお腹が空いたと親に言うと、畑の大根を抜いて食べろと言われ、水も無いので土手の草で泥をとって大根を食べてお腹を膨らませたものである。今の世の中に米が余っていると皆が言っている中、子どもに米を食べさせることができない家庭があり、それが見過ごされている現状があることを最近知った。子ども食堂という存在さえ知らなかった。米が余っているのなら子ども食堂に週1回とかではなくもっと細かく支援をする、法律が合っていないなら法律を変えていくべきである。

9番 隣の家に草や竹が伸びても知らん顔している。草刈りを誰かに頼もうとしても頼む先が無いことがある。私も他所の方の畑で少し耕作しているが、盆と暮れに付け届けをしている。今の話で、農地を耕すことでモノが貰えるものなら貰えた方がよい。同じお金を出すなら米を買ってもパンを買っても同じ。アメリカは終戦後、パンを食べさせることで日本の食生活を変え、小麦を売れるようにしてきたという話もある。我々も考えて、米がもっと使われるよう市の農業委員会として提言すべきではないか。

9番 ふるさと納税について。言葉の響きからふるさと納税を行った人は故郷を愛しているように聞こえる。私は多治見市に税金を払っているので何の返礼品も無い。他所の市町村にふるさと納税した人は返礼品がもらえる。税金の趣旨から考えて間違っているように思う。ひとり親が働いても子どもにご飯をまともに食べさせられない。一方で米が余っているという。こんな状況はあってはならないと思う。みんながもっと米を食べてもらうようになって、農業者の努力に対する見返りが十分となるような政策を考えないといけない。

議長 日本の農政に対する問題提議・発言があったが、日本の食料自給率はエネルギー換算で 40%を下回っているという農業新聞の記事があった。このままの状態で万が一、貿易が止まるようなことがあると日本は食糧危機となる。米が余

っていてもトウモロコシや小麦等の輸入が止まってしまうと立ち行かなくなる。 日本の農業を再確立する必要があると農業団体は言っているが、政府はその 時々の都合でノラリクラリやっているのが現状ではないかと思う。

議長 ふるさと納税に関する発言があったが、私の議員時代はこの制度を推していた。趣旨は非常に良い。多治見で生まれ育って都市部で就職すると、多治見市にとっては育てるだけで都会が利益を得ることになる。都会で働いている人は故郷に対する恩返しとしてふるさと納税をしようという趣旨である。しかし自治体間で返戻品の過当競争が起こり、最初の趣旨がねじ曲がってしまい総務省がブレーキを掛けたところである。

議長 農業地帯である北海道や東北と都市近郊で日本の農政も地域によって異なる。農業政策は農業地帯に向けて行われ、そこからはみ出した都市近郊の農業は隅に追いやられている現状である。その中で農業委員会を運営していく必要がある。少しでも自給率を向上させていくということが使命とも考える。

議長 他に発言はないか。

17番 多治見市の農業委員会として何ができるか。地産地消という言葉があるが、岩原さんのトマトが学校の給食に納品されていた。地産地消として多治見の 農産物を給食に使うという動きは現状どのようになっているのか。

7番 私も大根や白菜を出していたのだが、まず虫がいたらダメ。穴が開いているのはダメ。多治見市は単独あるいは隣接校での調理場も結構あり、多いときは7校ぐらい回った時もあった。値段は多少高くとってもらえるが、大根が各学校で3Kgから5Kg、全体でみても30Kgの量で採算が合わない。

17番 地元の米は扱わないのか。

7番 米は扱わない。ほとんど野菜を納めるのだが、一例を上げると、里芋を納めたい場合には皮をむいて納めてください。ジャガイモを納めたい場合はこの大きさで納めてくださいと。現在は違うかもしれないが、台風等でその日の給食がキャンセルとなった場合は、受け取ってもらえず、ナスが 20Kg ほど無駄となったこともあった。担当の管理栄養士さんの考え方にも左右される。最近は岩原さんがトマトを納めているぐらいの状態。

17番 クニトモという業者が多治見の給食向けに玉ねぎを納める話があったが必要数量を揃えられず話が流れたことがあった。そういった業者に卸せばある程度細かいことは業者がするのでどうかと思ったが、なかなか難しいということが分かった。

7番 要は契約。その日に決められ量を必ず納めなければならない。負担が非常に大きい。納品日を忘れて電話がかかってきて慌てたことがある。子どもたちにおいしい野菜の給食を出すのは難しい。

議長農薬の事は厳しくないのか。

7番 そこは信頼関係。そもそも産地ほど農薬は使っていない。農薬の使い方は 2つあって、産地は予防で農薬を使う。こちらは虫が出たら仕方が無いので農薬 を使う。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第14号について採決を行う。 議第14号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第14号は承認することに決定する。

議長 次に、議 15 号「農用地利用集積計画の策定について」を上程する。 議第 15 号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画案の承認を求められたため、審議を行っていただくもの。賃貸借権設定。貸付人、

議長 議第15号について、地元委員から意見があれば発言願う。

5番 きちんと農地を利用されている。この方は他の場所でも2箇所ぐらい耕作されている。現在は菊芋、自然薯、イチジク、ジャガイモ等いろいろ植えられていて、今はジャガイモの一部を収穫されていた。現地確認の際には、本人に会えなかったが、きちんと利用されており承認することに支障はないと思う。

議長 2 反半ぐらいのかなり広い面積。これだけの面積の畑をやるのは大変だと 思われ、よくやっておられると思う。

5番 よくやっておられる。この場所より少し南側の火葬場の反対側でも畑を1枚か2枚、神明神社の近くでもやっておられ、合計3箇所ぐらいで耕作されている。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 15 号について採決を行う。議第 15 号について、 賛成の委員は挙手願う。

(全員举手)

議長 全員挙手により、議第15号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 16 号「農地の形状変更届について」を上程する。議第 16 号について事務局より説明願う。

事務局 農地の形状変更届が提出されたので審議をお願いするもの。申請人、■
■市■■町■丁目■■番地、■■■■。申請地は赤坂町3丁目■■番■、野菜
栽培を行うため田を畑に変更するもの。現場は草が茂っている状態だが、草を刈って表土を避けておき、そこに近所の宅地造成の残土を入れた上で表土を戻し入れて畑にしようとするもの。総会で承認された場合、申請人に承認通知をし、申請人は工事を行った後、工事完了届を提出して頂く。その後、農業委員会は現地確認を行い、適正に施行されている場合は工事完了確認書を申請人に交付する流れとなる。

議長 議第16号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7番 当該地の南側の田について、申請人の父親が亡くなった 3、4年前から私が請け負っている。その際に当該地についても依頼を受けたが、土地が低く、隣地の家の塀があることから農業機械の操作がしにくいという理由でお断りした経緯がある。昨年の農地パトロール後に申請人から埋め立てて畑にしたいという話を伺っており、畑にした方が扱いやすく家も近いため管理ができることから承認することに問題は無いと考える。

議長 この辺りは整備された非常に良い農地があるが、市街化区域のため都市 化が進んできている。当該地の東側には老人ホームができたり、個人住宅ができ たりしている。田んぼについては、半分ぐらいしか稲作されていないのではない か。

7番 3分の2ほど作っている。私を含めて5人ぐらいでやっており、全員私より若く、40歳台の者もいる。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 16 号について採決を行う。議第 16 号について、 賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第16号は承認することに決定する。

議長 次に報告事項に入る。報第11号「農地法第5条届出における公売・競売 買受適格者証明願専決受理の報告について」を上程する。報第11号について事務 局より説明願う。

事務局 2件の証明願があり、2件とも同じ申請地。

 ■■。申請番号 2 申請人、■■市■■■丁目■番地■■■、■■■。 お二人とも申請事由は共同住宅取得。この申請地に対する証明願については、先 月の総会でも 1 件報告をさせていただいており、合計 3 件の証明願が提出され たことになる。競売は既に終了しており、入札が 6 月 3 日から 6 月 10 日まで、 開札が 6 月 17 日に行われている。売却決定は 7 月 29 日の予定で、それ以降に 落札者から転用届が出るものと思われる。

議長 報第11号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第11号の報告を終了する。

議長 次に報第12号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を 上程する。報第12号について事務局より説明願う。

事務局 6件。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■■丁目■■番地■■■ ■■■■■■■、■■■■他 1 名。譲受人、多治見市若松町 1 丁目 11 番地、株式会社タクミコーポレーション。土地は宝町 4 丁目■番、田、現況畑、195 ㎡。転用目的は会社の駐車場。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■■■■番地■■、■■■。譲受人、多治見市宝町 10 丁目 72 番地の 3、ひかりハウジング株式会社。土地は 2 筆。1 筆目。笠原町中原■■■■番■、田、764 ㎡。2 筆目。■■■■番■、田、765 ㎡。2 筆合計 1,529 ㎡。転用目的は宅地分譲。それぞれの筆で各 2 棟ずつ建つ計画。

申請番号4 所有権移転。譲渡人、■■■市■町■丁目■■番地、■■■ ■。譲受人、■■■市■■町■丁目■番地、■■■■■。土地は2筆。1 筆目。音羽町5丁目■番、田、現況宅地、66 ㎡。2筆目。■番■、田、現況宅地、34 ㎡。2 筆合計 100 ㎡。転用目的は宅地の敷地の一部。以前より住宅敷地の一部として利用していることから始末書提出。 申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■市■町■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■市■■■■丁目■■番地■■、■■■■。土地は音羽町 5 丁目■番■、田、現況宅地、58 ㎡。転用目的は駐車場。既に駐車場、物置があり始末書提出。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、愛知県知多市八幡新町 3 丁目 7-16、クロスフィード株式会社。譲受人、東京都新宿区高田馬場 3 丁目 46-25、アイディホーム株式会社。土地は平和町 8 丁目 ■■■番、田、現況雑種地、280 ㎡。転用目的は一般個人住宅。この土地については 3 月の総会でクロスフィード株式会社へ宅地分譲の転用目的で所有権移転を報告したもので、今回はアイディホーム株式会社へ所有権移転するもの。

議長 報第12号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(発言なし)

議長 発言がないので報第12号を終了する。その他に意見があれば、挙手を 願う。

(発言なし)

議長 発言がないので本日の議案については以上をもって終了する。その他、 事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、7月28日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催。総会終了後に農地パトロールの説明をさせていただく。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

 事務局長
 岩田
 卓也

 課長代理
 柳生
 芳憲

 主
 査
 岡田
 聡

 主
 査
 玉山
 永恵

令和3年6月30日

議事録署名

9番

10番

議長